

令和7年度広島県食品衛生監視指導計画（案）に係る県民意見の募集 （パブリックコメント）の実施について

1 要 旨

広島県では、食品衛生法第24条の規定により、厚生労働省が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、毎年度「広島県食品衛生監視指導計画」を定めています。この度、「令和7年度広島県食品衛生監視指導計画（案）」をとりまとめましたので、県民からの御意見を幅広く募集します。

2 募集する意見

令和7年度広島県食品衛生監視指導計画（案）に対する意見

3 募集期間

令和7年2月14日（金）～令和7年3月17日（月）

（郵送の場合は、令和7年3月17日（月）必着）

4 御意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出してください。

なお、御意見を正確に把握するため、電話での意見の受付はしておりませんので、御了承ください。

(1) 電子メール fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

※ 件名に「令和7年度広島県食品衛生監視指導計画（案）パブリックコメント」と記入

(2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県健康福祉局 食品生活衛生課 食品衛生グループ

(3) Fax 082-227-1057

5 御意見の取扱い

(1) お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。

(2) 個人が識別される情報を除いた上で公表させていただきます。

(3) 御意見に対する個別の回答は行いませんが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表します。

6 資料の閲覧

(1) 広島県ホームページ

【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/plans-monitoring-guidance.html>

(2) 閲覧場所

機 関 名		所在地	電 話
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）		広島市中区基町 10-52	082-513-2380
健康福祉局食品生活衛生課 （県庁本館 5 階）			082-513-3106
西部厚生 環境事務所	生活衛生課	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181(代表)
	広島支所衛生環境課	広島市中区基町 10-52	082-228 -2111(代表)
	呉支所衛生環境課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400(代表)
西部東厚生 環境事務所	生活衛生課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911(代表)
東部厚生 環境事務所	生活衛生課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011(代表)
	福山支所衛生環境課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311(代表)
北部厚生 環境事務所	生活衛生課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181(代表)

※ 閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- ・ 行政情報コーナー : 8:45～17:00
- ・ その他の機関 : 8:30～17:00（12:00～13:00 を除く）

※ 時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問合せ先

広島県健康福祉局食品生活衛生課 食品衛生グループ 電話：082-513-3106